

登録商標「BULL PULU・図形」無効審決取消請求事件：知財高裁令和1(行ケ)10170・令和2年9月16日(4部)判決<請求棄却>

【キーワード】

図形標章の類似性(商標法4条1項11号)、商品・役務の出所混同(法4条1項15号)、アンケート調査の結果

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告(株式会社Bull Pulu)は、以下のとおりの商標登録第5903256号商標(以下「本件商標」という。)の商標権者である(甲1, 63, 64)。

商標の構成 別紙1記載のとおり

登録出願日 平成28年3月9日

登録査定日 平成28年11月1日

設定登録日 平成28年12月9日

指定商品 第29類「タピオカ入りの乳製品」

第30類「タピオカ入りのコーヒー, タピオカ入りのココア, タピオカ入りの菓子, タピオカ, 食用タピオカ粉」

指定役務 第43類「飲食物の提供」

(2) 原告(スターバックス・コーポレーション)は、平成29年9月15日、本件商標について商標登録無効審判を請求した。

特許庁は、上記請求を無効2017-890065号事件として審理を行い、令和元年8月21日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし(出訴期間90日附加)、その謄本は、同月29日、原告に送達された。

(3) 原告は、令和元年12月19日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審決書(写し)記載のとおりである。

その要旨は、①別紙2記載の登録第4806987号商標(以下「引用商標」という。甲2)と同一の構成からなる商標(以下「原告使用商標」という場合がある。)は、1996年(平成8年)から2011年(平成23年)4月に変更されるまで、我が国において原告のハウスマークとして使用されていたものであり、その当時、原告のコーヒー、ココア、乳製品、菓子等及びこれら商品の提供(以下「原告商品・役務」という場合がある。)を表示するものとして、取引者、需要者の間に広く認識されていたものであるが、そのハウスマークの変更から約5年後の本件商標の登録出願時及び登録査定時においては、その周知性を維持していたものとはいえず、原告使用商標及び原告使用商

標中の「緑色の円環並びにその帯状部分に白抜きで文字及び図形が配置された構成」は、上記各時点において、原告の業務に係る商品・役務を表示するものとして、我が国における取引者、需要者の間に広く認識されていたとは認められない、②本件商標と引用商標とは、いずれも緑色の二重円環図形を有する点において共通するものの、それぞれの構成態様に照らせば、当該図形部分は、いずれもそのみが特に強調された体裁で表されてはおらず、視覚的に強い印象をもって看取、把握されるものではないというべきであり、当該図形部分が、独立して自他商品及び自他役務の識別標識として機能し、取引に資されるとはいえず、両商標は、外観、称呼及び觀念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標というべきであるから、本件商標は、商標法4条1項11号に該当しない、③上記①のとおり、原告使用商標及び原告使用商標中の「緑色の円環並びにその帯状部分に白抜きで文字及び図形が配置された構成」は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品・役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていたものということとはできず、また、上記②のとおり、本件商標と引用商標とは、非類似の商標であり、それと同様に、本件商標と原告使用商標とは、非類似の商標であって、その類似性の程度は低いことからすると、本件商標をその指定商品及び指定役務に使用しても、これに接する需要者をして、原告使用商標を連想、想起させることはなく、その商品及び役務を原告商品・役務、あるいは原告と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように、その商品又は役務の出所について混同を生じさせるおそれはないから、本件商標は、同項15号に該当しないというものである。

【判 断】

1 取消事由1（商標法4条1項11号該当性の判断の誤り）について

(1) 認定事実

前記第2の1の事実と証拠（甲3、4、6、7、11、13、18、65、66（枝番のあるものは枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告使用商標の使用状況等

(ア) 原告は、1971年（昭和46年）に米国ワシントン州シアトルにおいて「スターバックスコーヒー」の第1号店をオープンした米国法人である。

原告の子会社と日本国内の飲食業等経営会社は、平成7年10月、合弁事業としてスターバックスコーヒー・ジャパン株式会社（以下「スターバックスコーヒー・ジャパン」という。）を設立した。

スターバックスコーヒー・ジャパンは、平成8年、日本国内における「スターバックスコーヒー」の第1号店を東京都内にオープンした後、全国的な店舗展開をし、平成23年3月末現在の日本国内における店舗数は912店舗（甲3の2）となり、その当時までに「スターバックスコーヒー」は、全国

的なコーヒーチェーン店となった。その後も、スターバックスコーヒージャパンは、「スターバックスコーヒー」の店舗展開を進め、平成28年6月末現在の日本国内における店舗数は1198店舗（甲3の2）となった。

「スターバックスコーヒー」では、コーヒーを中心とした各種飲料、菓子、パン等を販売し、提供している（甲3の3、4）。

- (イ) 別紙2記載の引用商標と同一の構成からなる原告使用商標は、1992年（平成4年）に原告のハウスマークとして採用されたものであるところ（甲18）、日本国内においては、平成8年の「スターバックスコーヒー」の第1号店のオープンから、各チェーン店の店舗の看板や案内板、コーヒーカップ、プラスチック容器などの店舗内で商品を提供する容器等（甲4等）に付されて使用されてきた。

また、平成17年9月から、東京、神奈川、千葉及び埼玉のコンビニエンスストアで、容器に原告使用商標を付したチルドカップコーヒー（甲6の17等）の販売が開始された後、平成23年6月には、沖縄県を除く全国のコンビニエンスストアで、容器に原告使用商標を付した新商品のチルドカップコーヒーが販売されるようになった（甲3の2）。

その間の平成14年3月8日、原告は、引用商標について商標登録出願をし、平成16年10月1日、商標権の設定登録を受けた。

- (ウ) 原告は、2011年（平成23年）4月、原告のハウスマークを原告使用商標（引用商標）から、緑色の円に白抜きで冠を付けた女性の図形を表した標章（以下「原告新標章」という場合がある。甲18）に変更した。原告新標章の図形は、緑色の色彩を除き、引用商標中の中央部の黒色の円に白抜きで冠を付けた女性の図形と同一の構成の図形である。

同月頃から、「スターバックスコーヒー」の各チェーン店では、店舗の看板、コーヒーカップ、プラスチック容器などの容器等に原告新標章を付して使用している（甲3の3ないし5等）

他方で、原告のハウスマークの変更後においても、スターバックスコーヒー武蔵境イトーヨーカドー店（平成27年3月時点）、順天堂医院店（平成28年1月時点）、神戸北野異人館店（同年4月時点）、名古屋伏見ATビル店（同月時点）及び国際新赤坂ビル店（同年7月時点）では、引用商標を付した店舗の看板（甲13）を使用している。

また、同年8月に東京都内で開催された原告の日本における事業展開開始20周年記念のイベント（甲65）において、引用商標を付したコーヒーカップ、ボトル、トートバックなどの商品が展示、販売された。

イ 本件アンケート調査

- (ア) 本件アンケート調査（甲11）の概要は、原告が「NERAエコノミックコンサルティング」に依頼して、引用商標の「緑色の円環部分（ただし、文字・記号は判読不能に加工したもの）」である本件標章の著名性を検証することを目的として、日本全国に在住する20歳から69歳までの男女55

2名を調査対象者として、平成29年7月21日（金）から22日（土）の2日間にわたりインターネットを通じて行われたものであり、本件標章の画像を見て「スターバックス」を想起する割合を調査し、本件標章の認識度を調査するというものである。

本件アンケート調査は、GMOリサーチ株式会社の維持管理する調査パネルの中から性別・年代及び居住地域について割り付けを行った上で無作為に抽出した552名に対し、①まず、別紙3記載の本件標章の画像について、「この画像はある会社が運営するお店の設備やお店で販売する商品の図柄の一部を抜き出して加工したものです。」、「元々の図柄では、円の中心部に絵があり、緑色の輪の部分には会社名が特定できる白い文字が表示されていましたが、下記の画像では、絵の部分を白く塗りつぶし、文字部分にはモザイク処理を施し、会社名が読み取れないようにしてあります。」との説明を付して示した上で、「この画像を見て、何と言う会社またはお店の名前を思い浮かべましたか。以下の回答欄に思い浮かべた会社またはお店の名前をお書きください。わからない場合は「わからない」とお書きください。」との質問（以下「第1の質問」という。）に対する回答を求め、②次に、本件標章の画像について、「この画像は、実は、外食産業に属する会社が運営するお店の設備やお店で販売する商品の図柄の一部を抜き出して加工したものでした。」、「先程お伝えした通り、元々の図柄では、円の中心部に絵があり、緑色の輪の部分には会社名が特定できる白い文字が表示されていましたが、下記の画像では、絵の部分を白く塗りつぶし、文字部分にはモザイク処理を施し、会社名が読み取れないようにしてあることに変わりありません。」との説明を付して示した上で、「この画像を見て、外食産業に属する何と言う会社またはお店の名前を思い浮かべましたか。以下の回答欄に思い浮かべた会社またはお店の名前をお書きください。前問では「外食産業に属する」という情報はなかったため、今度は前問ではお答えいただいた内容とは違う回答をしていただいても構いません。思い浮かんだ会社またはお店の名前を率直にお書きください。わからない場合は「わからない」とお書きください。」との質問（以下「第2の質問」という。）に対する回答を求め、③さらに、本件標章の画像について、「この画像は、実は、あるコーヒーショップの会社が運営するお店の設備やお店で販売する商品の図柄の一部を抜き出して加工したものでした。」、「先程お伝えした通り、元々の図柄では、円の中心部に絵があり、緑色の輪の部分には会社名が特定できる白い文字が表示されていましたが、下記の画像では、絵の部分を白く塗りつぶし、文字部分にはモザイク処理を施し、会社名が読み取れないようにしてあることには変わりありません。」との説明を付して示した上で、「この画像を見て、何と言うコーヒーショップの会社またはお店の名前を思い浮かべましたか。以下の回答欄に思い浮かべた会社またはお店の名前をお書きください。前問および前々問では「コーヒーショップ」という情報はなかったの

で、今度は前問および前々問でお答えいただいた内容とは違う回答をしていただいても構いません。思い浮かんだ会社またはお店の名前を率直にお書きください。わからない場合は「わからない」とお書きください。」との質問（以下「第3の質問」という。）に対する回答を求めたものである。さらに、第3の質問の後に、「あなたは過去1年間にコーヒーショップを利用しましたか。」、「あなたはこれから1年間にコーヒーショップを利用しますか。」との質問に選択式で回答を求めている。

(イ) 本件アンケート調査の結果は、本件標章を用いる会社等の業種を限定しなかった第1の質問については、「スターバックス」と回答した者は429人(77.72%)、本件標章を用いる会社名等を外食産業の中から回答させる第2の質問については、「スターバックス」と回答した者は393人(71.20%)、本件標章を用いる会社名等をコーヒーショップの中から回答させる第3の質問については、「スターバックス」と回答した者は463人(83.88%)であり、いずれの質問についても、「スターバックス」と回答した者が一番多かった。

本件アンケート調査における集計対象を、コーヒーショップ需要者(回答者から、過去1年間にコーヒーショップの利用がなく、かつ、これから1年間コーヒーショップを利用する見込みのない者を除いたもの)に限定すると、「スターバックス」と回答した者の割合は、第1の質問については81.99%、第2の質問については76.34%、第3の質問については88.44%であった。

(2) 引用商標に係る周知性の判断の誤りの有無について

原告は、引用商標は、平成23年4月に原告のハウスマークが変更された後の本件商標の登録出願時及び登録査定時においても周知性を維持していたこと、本件アンケート調査の結果によれば、引用商標における本件緑色円環配置構成(「緑色の二重の円環並びに内側の円環の帯状部分に白抜き文字及び図形を配した構成」)は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されており、周知著名であったものといえるから、これを否定した本件審決の判断は誤りである旨主張するので、以下において判断する。

ア 引用商標の構成態様等について

引用商標は、別紙2記載のとおり、外側から順に緑色の細い円環、白色の細い円環、緑色の太い帯状の円環及び白色の細い円環から構成され、その緑色の太い帯状の円環内に左右に白抜きで星印を配し、さらに白抜きで上段に「STARBUCKS」の欧文字を下段に「COFFEE」の欧文字を円弧に沿って書してなる円環部分(以下「本件円環部分」という場合がある。)と、本件円環部分の内側の中央に黒色の円内に白抜きで、頂部に星を擁した冠を着けた女性の図形部分(以下「本件図形部分」という。)とからなる結合商標である。

原告が主張する引用商標における本件緑色円環配置構成(「緑色の二重の円

環並びに内側の円環の帯状部分に白抜き文字及び図形を配した構成」)は、引用商標中の具体的な構成部分そのものではなく、本件円環部分から抽出した上位概念化した要素としての構成及び配置の態様をいうものと解される。

イ 原告使用商標の使用状況等について

(ア) 前記(1)アの認定事実によれば、「スターバックスコーヒー」は原告の運営する米国を発祥とするコーヒーチェーン店のブランドであること、原告は、1992年(平成4年)から2011年(平成23年)3月までの間、引用商標と同一の構成からなる原告使用商標(以下、原告使用商標と引用商標を区別せずに、「引用商標」という。)を原告のハウスマークとして使用してきたこと、原告の子会社らによって設立されたスターバックスコーヒー・ジャパンは、日本国内において、平成8年から、「スターバックスコーヒー」ブランドのコーヒーチェーン店の店舗展開をし、平成23年3月末現在の店舗数は全国で合計912店舗であったこと、引用商標は、上記各店舗の看板や案内板、コーヒーカップ、プラスチック容器などの店舗内で商品を提供する容器等に付され、また、同年6月には、沖縄県を除く全国のコンビニエンスストアで、容器に引用商標を付したチルドカップコーヒーが販売されていたことが認められる。上記認定事実によれば、引用商標は、平成23年3月末当時において、原告の業務に係る商品及び役務(コーヒー、ココア、乳製品、菓子等及びこれら商品の提供。以下同じ。)を表示するものとして、日本国内において、需要者である一般消費者の間で広く認識されており、その認識の程度は著名に至っており、引用商標は著名であったことが認められる。

しかるところ、①引用商標の構成中の本件円環部分と本件図形部分とは分離観察し得るものであること、②本件円環部分のうち、緑色の太い帯状の円環内に白抜きで表された「STARBUCKS」及び「COFFEE」の文字部分全体から「スターバックスコーヒー」の称呼が生じ、また、本件円環部分は外側の緑色の細い円環と内側の白色の細い円環とによって全体の領域が明確に画されており、本件円環部分の外観は全体として記憶に残りやすいものと認められることからすると、引用商標の構成中の本件円環部分は全体として需要者に対して強い印象を与えるものといえる。

しかしながら、他方で、原告が主張する引用商標における本件緑色円環配置構成は、引用商標中の具体的な構成部分そのものではなく、本件円環部分から抽出した上位概念化した要素としての構成及び配置の態様をいうものであり、緑色の帯状の円環内における白抜き文字が「STARBUCKS」及び「COFFEE」の文字とは異なる文字である場合や白抜き文字の図形が星印以外の図形であっても、本件緑色円環配置構成に含まれることになるが、引用商標に接した需要者において、このような上位概念化した要素としての構成及び配置の態様をイメージし、それが記憶に残るものと認めることは困難である。

(イ) そうすると、引用商標が平成23年3月末当時に著名であったからといってそのことから直ちに引用商標における本件緑色円環配置構成が原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできない。

ましてや、上記時点から約4年後の本件商標の登録出願時（登録出願日平成28年3月9日）及び登録査定時（登録査定日同年11月1日）において、本件緑色円環配置構成が原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできない。

ウ 本件アンケート調査について

(ア) 原告は、①本件アンケート調査の調査対象者の抽出方法が適切であること、②本件アンケート調査は、週末の2日間にインターネットを通じて行われたものであり、調査期間は特段短いものではないこと、③本件アンケート調査における552名というサンプル数は、アンケート調査の信頼性を確保するのに合理的であること、④仮に緑色の二重円環を示して調査を行ったとしても、そこから得られる結果は引用商標を含む原告の商標を日常生活で目にする需要者の実際の認識を反映するものではないから、本件緑色円環配置構成に関する需要者の認識を適切に測るためには、本件標章を対象に質問を行うべきであり、かつ上記注意事項を示さなければならないから、本件アンケート調査の質問内容は適切であること、⑤本件アンケート調査は、本件商標の登録出願時及び登録査定時から1年後の平成29年に実施されたものであり、本件アンケート調査の結果は、上記各時点における需要者の認識を反映したものだといえることからすると、本件アンケート調査は適切に実施されたものであり、本件アンケート調査の結果は、上記各時点における本件緑色円環配置構成の周知著名性を示すものである旨主張する。

(イ) そこで検討するに、前記(1)イの認定事実によれば、本件アンケート調査は、引用商標の「緑色の円環部分（ただし、文字・記号は判読不能に加工したもの）」である本件標章の著名性を検証することを目的として、調査対象者に対し、本件標章の画像について、「ある会社」、「外食産業に属する会社」又は「あるコーヒーショップの会社」が運営するお店の設備やお店で販売する商品の図柄の一部を抜き出して加工したものである旨、元々の図柄では、円の中心部に絵があり、緑色の輪の部分には会社名が特定できる白い文字が表示されていたが、本件標章の画像では、絵の部分を白く塗りつぶし、文字部分にはモザイク処理を施し、会社名が読み取れないようにしてある旨の説明を付して示した上で、「この画像を見て、何と言う会社またはお店の名前を思い浮かべましたか。以下の回答欄に思い浮かべた会社またはお店の名前をお書きください。わからない場合は「わからない」とお書きください。」との質問に対する回答を求めたものであることが認められる。

しかるところ、前記イ(ア)のとおり、原告が主張する引用商標における本件緑色円環配置構成は、本件円環部分から抽出した上位概念化した要素とし

ての構成及び配置の態様をいうものであるが、引用商標に接した需要者において、このような上位概念化した要素としての構成及び配置の態様をイメージし、それが記憶に残るものと認めることは困難であることに照らすと、本件緑色円環配置構成の認識度ひいては著名性を適切に調査することは、その性質上困難を伴うものといえる。

そして、本件標章は、別紙3のとおり、外側から順に緑色の細い円環、白色の細い円環、白色のモザイク模様が付された緑色の太い帯状の円環から構成されるドーナツ形状の図形からなるものであり、本件標章と引用商標における本件円環部分は、緑色の細い円環、白色の細い円環、緑色の太い帯状の円環を有するドーナツ形状である点では共通するが、緑色の太い帯状の円環内の構成態様及び内側の白色の細い円環の有無の点において異なる態様の標章であることに照らすと、本件標章から本件円環部分を想起するものと認めることはできないし、ましてや、本件標章から本件緑色円環配置構成を認識できるものと認めることはできない。この点に関し、本件アンケート調査には、本件標章について、元々の図柄では、円の中心部に絵があり、緑色の輪の部分には会社名が特定できる白い文字が表示されていたが、本件標章の画像では、絵の部分の部分を白く塗りつぶし、文字部分にはモザイク処理を施し、会社名が読み取れないようにしてある旨の説明が付されているところ、上記説明は、本件標章に接した需要者が視覚によって認識し、又は想起することができない内容を文章によって誘導するものであって適切なものではない。

そうすると、本件アンケート調査は、本件緑色円環配置構成の認識度ひいては著名性を調査することを目的とする調査方法として適切であると認めることはできないから、原告の前記主張は、理由がない。

エ まとめ

以上によれば、引用商標が、平成23年3月末当時において原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして著名であり、引用商標の構成中の本件円環部分は全体として需要者に対して強い印象を与えるものであったことは認められるが、このことと本件アンケート調査の結果から、引用商標における本件緑色円環配置構成が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されており、周知著名であったものと認めることはできない。他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

(3) 本件商標と引用商標の類否判断の誤りの有無について

ア 本件商標について

本件商標は、別紙1記載のとおり、外側から順に緑色の細い円環、白色の細い円環、緑色の太い帯状の円環から構成され、その緑色の太い帯状の円環内に左右に白抜きで丸印を配し、さらに白抜きで上段に「BULLPULU」の欧文字を下段に「TAPIOCA」の欧文字を円弧に沿って書してなる円環部分

と、この円環部分の内側の中央に犬の図形とその影を左側に配した図形部分とからなる結合商標である。

本件商標は、その構成中、緑色の太い帯状の円環内の「BULLPULU」及び「TAPIOCA」の文字部分が、他の構成部分から分離して観察され得るものであり、上記文字部分全体に相応して、「ブルプルタピオカ」の称呼を生じるほか、「BULLPULU」の文字に相応して「ブルプル」の称呼をも生じる。

また、「BULLPULU」の文字部分は、辞書等に載録がない語であって、さらに、「TAPIOCA」の文字は、「タピオカ」（カッサバの根から製した食用・糊用の澱粉）の意味を有する我が国でも親しまれた語であり、本件商標の指定商品及び指定役務との関係において、商品の品質及び役務の質を表し、自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を有しないか、極めて弱いといえるものであり、「BULLPULU」の文字部分が独立して自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得ると認めるのが相当である。

そうすると、本件商標の構成中の「BULLPULU」の文字部分を要部として抽出し、これと引用商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきである。

イ 引用商標について

引用商標は、前記(2)アのとおり、本件円環部分と本件図形部分とからなる結合商標である。

引用商標は、その構成中、本件円環部分のうちの緑色の太い帯状の円環内の「STARBUCKS」及び「COFFEE」の文字部分が、他の構成部分から分離して観察され得るものであり、上記文字部分全体に相応して、「スターバックスコーヒー」の称呼を生じるほか、「STARBUCKS」の文字に相応して「スターバックス」の称呼をも生じ、また、「(原告のブランド名としての)スターバックスコーヒー」の観念を生じる。

そして、「STARBUCKS」の文字部分は、辞書等に記載がない語であるのに対し、「COFFEE」の文字は、「コーヒー」の意味を有する我が国でも特に親しまれた語であり、引用商標の指定商品及び指定役務の一部については、商品の品質及び役務の質を表し、自他商品及び自他役務の識別標識としての機能がないか、極めて弱いといえるものであるから、「STARBUCKS」の文字部分が独立して自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たしていると認めるのが相当である。

そうすると、引用商標の構成中の「STARBUCKS」の文字部分を要部として抽出し、これと本件商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきである。

ウ 本件商標と引用商標の類否について

(ア) 本件商標の要部である「BULLPULU」の文字部分と引用商標の要部である「STARBUCKS」の文字部分とを対比するに、前記ア及びイ

の認定事実に照らすと、上記各文字部分は、外観、称呼及び観念のいずれの点においても相違するものである。

そうすると、本件商標と引用商標が本件商標の指定商品又は指定役務に使用されたとしても、その商品又は役務の出所の誤認混同が生ずるおそれがあるものと認められないから、本件商標と引用商標は、全体として類似していると認めることはできない。

(イ) これに対し原告は、①本件アンケート調査の結果において、80%以上の回答者が本件標章から原告を想起したという事実は、引用商標においては、「STARBUCKS」の文字部分のみならず、本件緑色円環配置構成（緑色の二重の円環並びに内側の円環の帯状部分に白抜き文字及び図形を配した構成）も自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得ることを示すものであること、②本件商標は、本件緑色円環配置構成を有する点で引用商標と外観において共通することを踏まえると、本件商標においても、「BULLPULU」の文字部分のみならず、本件緑色円環配置構成も自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得ること、③本件商標と引用商標は、本件緑色円環配置構成を有する点で外観において共通し、観念においても同一又は類似すること、さらに、商標の視覚的な全体構成が、文字部分の違いや中心部の図形の違いという細部における差異よりも需要者に強い影響を与えていることを考慮すると、本件商標と引用商標を本件商標の指定商品又は指定役務に使用するときは、出所の混同を生ずるおそれがあるといえるから、両商標は、全体として類似する旨主張する。

しかしながら、前記(2)エで説示したとおり、引用商標における本件緑色円環配置構成は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないから、本件緑色円環配置構成が独立して自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものと認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は、その前提において採用することができない。

(4) 小括

以上のとおり、本件商標は、引用商標に類似する商標であるものと認めることはできないから、商標法4条1項11号に該当するものとは認められない。

したがって、これと同旨の本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由1は理由がない。

2 取消事由2（商標法4条1項15号該当性の判断の誤り）について

(1) 原告は、引用商標及びその本件緑色円環配置構成の独創性及び周知著名性、本件商標と引用商標の類似性、原告の事業展開の状況、商品・役務間の関連性、需要者の共通性等を考慮すると、本件商標がその指定商品又は指定役務に使用された場合、需要者において、本件緑色円環配置構成に着目し、引用商

標が連想され、原告の業務に係る商品又は役務、原告と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあり、本件商標は、商標法4条1項15号に該当するから、これを否定した本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、①前記1(2)エのとおり、引用商標における本件緑色円環配置構成は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないこと、②前記1(3)ウ(ア)で説示したとおり、本件商標の要部である「BULLPULU」の文字部分と引用商標の要部である「STARBUCKS」の文字部分は、外観、称呼及び観念のいずれの点においても相違するものであり、本件商標と引用商標が本件商標の指定商品又は指定役務に使用されたとしても、その商品又は役務の出所の誤認混同が生ずるおそれがあるものと認められず、本件商標と引用商標は、全体として類似していると認めることはできないことに照らすと、本件商標がその指定商品又は指定役務に使用された場合、需要者において、本件緑色円環配置構成に着目し、引用商標が連想され、原告の業務に係る商品又は役務、原告と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものと認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(2) 以上によれば、本件商標は、商標法4条1項15号に該当するものと認めることはできない。

したがって、これと同旨の本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由2は理由がない。

3 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

【論 評】

1. 原告（審判請求人）の立場から、被告（商標権者）が有する登録商標全体の標章態様を見ると、原告が有する標章態様を真似したのではないかという印象をまず持つだろう。それは、両者の図形態様と使用色彩との共通性から、第三者にもそう見えるからである。

しかしながら、商品の取引業界においては、そのような単純な思いだけで商品や役務の混同を起こすというような判断をすることはできないとした審判部の考え方を裁判所は承認したのである。

2. 原告が主張したい気持ちは第三者には解るのである。標章の構成態様のアイディアを被告が模倣しているのではないかと思う。しかし、それだけでは商標法における需要者による誤認混同の問題は起こらないのである。

〔牛木 理一〕

(別紙 1)

[本件登録商標]

(190)【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)

(450)【発行日】平成29年1月17日 (2017. 1. 17)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第5903256号 (T5903256)

(151)【登録日】平成28年12月9日 (2016. 12. 9)

(540)【登録商標】



(500)【商品及び役務の区分の数】3

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第29類 タピオカ入りの乳製品

第30類 タピオカ入りのコーヒー, タピオカ入りのココア, タピオカ入りの菓子, タピオカ, 食用タピオカ粉

第43類 飲食物の提供

【国際分類第10版】

(210)【出願番号】商願2016-31348 (T2016-31348)

(220)【出願日】平成28年3月9日 (2016. 3. 9)

(732)【商標権者】

【識別番号】516085650

【氏名又は名称】株式会社J・J

【住所又は居所】神奈川県川崎市川崎区港町3番19号

(591)【色彩】書面手続きによるものであるので色彩については原本を参照して下さい

【法区分】平成23年改正

【審査官】大島 康浩

(561)【称呼 (参考情報)】ブルプルタピオカ、ブルプル

【検索用文字商標 (参考情報)】BULLPULU、・TAPIOCA・

【類似群コード (参考情報)】

第29類 31D01

第30類 29B01、30A01、33A03

第43類 42B01 (531)【ウィーン分類 (参考情報)】1. 15. 25; 3. 1. 8; 3. 1. 19; 24. 17. 1; 24. 17. 2; 26. 1. 1; 26. 1. 4; 26. 1. 5; 26. 1. 6; 26. 1. 15; 26. 1. 21; 29. 1. 1. 4; 29. 1. 3. 2; 29. 1. 6. 4; 29. 1. 8. 2; 29. 1. 11; 29. 1. 14

(別紙2)

[引用商標]

(190) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (JP)

(450) 【発行日】 平成16年11月2日 (2004. 11. 2)

【公報種別】 商標公報

(111) 【登録番号】 商標登録第4806987号 (T4806987)

(151) 【登録日】 平成16年10月1日 (2004. 10. 1)

(540) 【登録商標】



(500) 【商品及び役務の区分の数】 4

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第18類 かばん金具, がま口金, 皮革製包装用容器, 愛玩動物用被服類, 札入れ, トートバッグ, 財布, 小銭入れ, ブリーフケース, 書籍用バッグ, ブリーフケース型の書類かばん, その他のかばん類, その他の袋物, 携帯用化粧品入れ, 傘, ステッキ, つえ, つえ金具, つえの柄, 乗馬用具, 革ひも, 原革, 原皮, なめし皮, 毛皮

第25類 ジャケット, その他の洋服, コート, セーター類, ティシャツ, ポロシャツ, スウェットシャツ, その他のワイシャツ類, 寝巻き類, ショーツ, その他の下着, 水泳着, 水泳帽, 和服, エプロン, えり巻き, 靴下, ゲートル, 毛皮製ストール, ショール, スカーフ, 足袋, 足袋カバー, 手袋, 布製幼児用おしめ, ネクタイ, ネッカチーフ, バンダナ, 保温用サポーター, マフラー, 耳覆い, ずきん, すげがさ, ナイトキャップ, ヘルメット, 帽子, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 靴類 (「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。), 靴合わせくぎ, 靴くぎ, 靴の引き手, 靴びょう, 靴保護金具, げた, 草履類, 仮装用衣服, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴 (「乗馬靴」を除く。), 乗馬靴

第30類 アイスクリーム用凝固剤, 家庭用食肉軟化剤, ホイップクリーム用安定剤, その他の食品香料 (精油のものを除く。), 草を原料とする茶, その他の茶, ココア飲料, コーヒー飲料, エスプレッソコーヒー飲料, その他のコーヒー及びココア, 氷, マフィン・スコーン・クッキー・ペストリー及びその他の焼いてなる菓子及びパン, 即席菓子のもと, 即席パンのもと, チョコレート, キャンディ, アイスクリーム, 冷凍菓子, その他の菓子及びパン, みそ, ウースターソース, グレービーソース, ケチャップソース, しょうゆ, 食酢, 酢の素, そばつゆ, ドレッシング, ホワイトソース, マヨネーズソース, 焼肉のたれ, 角砂糖, 果糖, 氷砂糖, 砂糖, 麦芽糖, はちみつ, ぶどう糖, 粉末あめ, 水あめ, ごま塩, 食塩, すりごま, セロリーソルト, 化学調味料, 香辛料, アイスクリームのもと, シャーベットののもと, コーヒー豆, 穀物の加工品, アーモンドペースト, ぎょうざ, サンドイッチ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 肉まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, べんとう, ホットドッグ, ミートパイ, ラビオリ, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 酒かす, 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用粉類, 食用グルテン

第43類 宿泊施設の提供, 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ, 給食の提供, その

他の飲食物の提供，動物の宿泊施設の提供，保育所における乳幼児の保育，老人の養護，会議室の貸与，展示施設の貸与，布団の貸与，業務用加熱調理機械器具の貸与，業務用食器乾燥機の貸与，業務用食器洗浄機の貸与，加熱器の貸与，調理台の貸与，流し台の貸与，カーテンの貸与，家具の貸与，壁掛けの貸与，敷物の貸与，タオルの貸与

【国際分類第8版】

(210) 【出願番号】 商願2002-18264 (T2002-18264)

(220) 【出願日】 平成14年3月8日 (2002. 3. 8)

(732) 【商標権者】

【識別番号】 500027208

【氏名又は名称】 スターバックス・コーポレーション

【住所又は居所】 アメリカ合衆国、ワシントン州98134、シアトル、ユタ・アヴェニュー・サウス2401

(740) 【代理人】

【識別番号】 100091443

【弁理士】

【氏名又は名称】 西浦 ▲嗣▼晴

【法区分】 平成13年改正

【審査官】 田口 善久

(561) 【称呼 (参考情報)】 スターバックスコーヒー、スターバックス

【検索用文字商標 (参考情報)】 STARBUCKS、COFFEE

【類似群コード (参考情報)】

第18類 13C01、18A01、18C11、19B33、21C01、21F01、22B01、22C01、24C02、34C01、34C02

第25類 17A01、17A02、17A03、17A04、17A07、21A01、22A01、22A02、22A03、24A03、24C01、24C02

第30類 01A01、04D01、29A01、29B01、29D01、30A01、31A01、31A02、31A03、31A04、31A05、31B01、31D01、32D04、32F03、32F04、32F06、32F08、32F09、32F14、33A01、33A02

第43類 42A01、42A02、42B01、42V04、42W01、42W02、42X10、42X12、42X24、42X27、42X28、42X29

(531) 【ウィーン分類 (参考情報)】 1. 1. 1; 1. 1. 3; 1. 1. 10. 1; 2. 3. 1; 2. 3. 5; 4. 2. 11; 24. 9. 3; 24. 9. 5; 24. 9. 9; 24. 9. 24; 26. 1. 1; 26. 1. 5; 26. 1. 12; 26. 1. 13; 26. 1. 14; 26. 1. 16; 26. 1. 21; 26. 11. 3; 26. 11. 13

(別紙3)

